レンタカー貸渡約款

第1章　　総則

約款の適用

第1条　当社はこの約款（以下「約款」という）定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人はこれを借受けるものとします。なお約款に定めのない事項については法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがまります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章　　予約

第2条（予約の申込）

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金等に同意にうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。

2.当社は、借受人から予約の申し込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める、借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。借受人は、当社が特に認める場合を除き当社所定の予約申し込み金を支払うものとします。（貸渡料金の10%とする）

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾をうけなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までは、当社の貸渡契約を締結するものとします。

2.借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消すことができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取り消されたものとします。

3.借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約の取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申し込み金を借受人に返還するものとします。
（予約取り消し手数料は予約金の10%とする）

4.当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか当社所定の違約金を支払うものとします。（予約申込金の10%を違約金として支払う）

5.前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約金を借受人に返還するものとします。

第3章　貸渡

第5条（貸渡契約の締結）

借受人は借受条件を、当社は約款、料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。

2.運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び運転者の義務とさだめられた事項を遵守するものとします。

3.当社は、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします、借受人と運転手が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。

4.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求めるものとします、又、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード、現金等の支払方法を指定することがあります。

6.当社は、借受人又は運転者が前項4項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第6条（貸渡拒絶）
当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1).レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
(2).酒気を帯びていると認められるとき。
(3).麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等呈しているとき。
(4).指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
(5).当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
(6).約款及び細則に反する行為があったとき。」
(7).その他、当社が不適当と認めたとき。
(8).チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。

第7条（貸渡契約の成立等）
貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に書名をし、当社が借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申し込み金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2.前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第8条（貸渡料金）
貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2.貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
(1) 基本料金
(2) 免責補償料
(3) 特別装備料
(4) 燃料費
(5) 引取配車料
(6) その他の料金

3.基本料金は、レンタカーの貸渡時において、沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金によるものとします。

第9条（借受条件の変更）
借受人は、貸渡契約の締結後、第5条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第10条（点検整備等）
当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第11条（貸渡証の交付・携行等）
当社は、レンタカーを引渡したときは、沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。

3.借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします
4.借受人又運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章　使用
第12条（借受人の管理責任）
借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

第13条（日常点検整備）
借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第14条（禁止行為）
借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
（1）、当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
（2）、レンタカーを所定の目的以外に使用し又は第5条の運転者以外の者に運転させること。
（3）、レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は担保の用に供する等の行為をすること。
（4）、レンタカーの自動車登録番号標又は車輌番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
（5）、当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。
（6）、法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
（7）、当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
（8）、レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（9），その他第5条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第15条（違法駐車）
借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします・

2.当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者の連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動され場合には、当社の判断により自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3.当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書、領収証等により確認するものとし、処理されない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して、繰り返し前項の指示を行うものとします。
また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。

4.約款冒頭の個人情報の取り扱いに関する規定に関わらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなど必要な協力を行うほか、公安員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

5.借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。
（1）、放置違反金相当額
（2）、当社が別に定める駐車違反違約金（上記（1）放置違反相当額と併せ、以下「駐車違反金」

という）
（3）、探索費用及び車輌管理費用

第5章　返還
第16条（借受人の返還責任）
借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2.借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第17条（レンタカーの確認等）
借受人は、当社立合いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化、摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2.借受人は、レンタカーの返還にあってレンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第18条（レンタカーの返還時期等）
借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2.借受人は、第11条による当社の承諾をうけることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第19条（レンタカーが返還されなかった場合の措置）
当社は、借受人に次のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのはか、車輌位置情報システムを利用しレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するものに、（社）全国レンタカー協会への不返還被害を報告する等の措置をとるものとします。

（1）.借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

（2）.借受人の所在が不明である等不返還とみとめられるとき。

2.前項各項の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします・

第20条(貸渡情報の登録と料に合意)
約款冒頭の個人情報の取り扱いに関する規定に関わらず、借受人及び運転者は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が全レ協システム及び貸渡注意リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

（1）.借受人又は運転者が、当社の指定する期間までに、第15条項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。

（2）.前項第1項各号に該当したとき。

2.約款冒頭の個人情報の取り扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。

（1）.全レ協システムに登録された貸渡情報が（社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。

第6章　故障、事故、盗難時の措置

第21条（レンタカーの故障）
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第22条（事故）
借受人は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小かかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものちします。

（1）.直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（2）.前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

（3）.事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅延なく提出すること。

（4）.事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2.借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理、解決をするものとします。

3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第23条（盗難）
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けるときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）.直ちに最寄りの警察に通報すること。

（2）.直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（3）.盗難、被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅延なく提出すること。

第24条（使用不能による貸渡契約の終了）
借受期間中において故障、事故、盗難その他事由（以下「故障等」というによりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

（2）.借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等の要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。

（3）.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

（4）.借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかっことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章　賠償及び補償

第25条（借受人による賠償及び営業補償）
借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、損害については料金表等にお定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

3.前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」という）により損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域おいて不可抗力により滅失し、毀損し、又はその被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第29条（保険）
借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて

締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険は給付されません。

(1).対人補償　　無制限(自賠責保険含む)
(2).対物補償　　300万円(免責額5万円)
(3).車輛補償　　100万円(免責額5万円)
(4).搭乗者補償　　500万円

2.保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3.当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4.第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社に負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人又は運転者の負担とします。

第8章　解除
第27条(貸渡契約に解除)
当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第28条(同意解除)
借受人は、借受期間中であっても当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までに期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料＝{(予定借受期間に対する基本料金)-(貸渡から返還までの期間に対する基本料金)}*50%

第9章　雑則
第29条　(相殺)
当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第30条　(消費税)
借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第31条　(延滞損害金)
借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第32条　(準拠法等)
準拠法は、日本とします。

第33条　(約款及び細則)
当社は、予告なく約款及び細則を改定し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします

2.当社は、約款及び細則を改定し又は別の細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。
これを変更した場合も同様とします。

債34条　(管轄裁判所)
この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は、平成26年 5 月21日から執行します。